

令和3年6月2日  
事務連絡

都道府県民生主管部（局）  
市町村後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
後期高齢者医療保険料の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免等については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和3年3月12日事務連絡。以下「3月12日事務連絡」という。）において具体的な基準案を示すとともに、「後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第9号に関する交付基準について」（令和3年3月31日付け保高発 0331 第4号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「3月31日通知」という。）において特別調整交付金の交付基準をお示したところです。

今般、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、特別調整交付金による財政支援の取扱いについて、下記のとおり（下線部は3月12日事務連絡からの内容に係る変更・修正点。）とすることとしますので、当該内容も踏まえて、保険料の減免措置の実施について検討いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただくかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

記

I 財政支援の対象となる保険料の取扱い

- 1 国庫補助の対象となる保険料減免の基準については、別紙のとおりとすること。

2 財政支援の割合については、以下のとおりとすること。なお、3月31日通知については、別途所要の改正を行うこと。

別紙の基準に該当する被保険者に対して、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料の減免を行った場合は、次のとおり、後期高齢者医療広域連合を組織する市町村（特別区を含む。以下「構成市町村」という。）における保険料減免総額が構成市町村ごとに算定される後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第1号に規定する調整前調整対象需要額（以下「構成市町村調整前調整対象需要額」という。）に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金により財政支援すること。

別紙の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年度分の保険料と同様の財政支援の対象とすること。

(1) 令和3年度分の保険料に係る減免総額（以下「保険料減免総額」という。）が、構成市町村調整前調整対象需要額の1%以上である場合  
保険料減免総額の10分の10相当額

(2) 保険料減免総額が、構成市町村調整前調整対象需要額の0.5%以上1%未満である場合  
保険料減免総額の10分の6相当額

(3) 保険料減免総額が、構成市町村調整前調整対象需要額の0.5%未満である場合  
保険料減免総額の10分の4相当額

3 保険料の減免については、各後期高齢者医療広域連合（以下「各広域連合」という。）が条例に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例に対応する規定がない場合は、条例の整備が必要となること。

4 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って

減免を行うことも考えられること。

## II 保険料の徴収猶予の取扱い

後期高齢者医療制度において、特別な理由がある者については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 111 条の規定に基づき条例の定めるところにより、各広域連合の判断で、保険料の徴収猶予を行うことが可能とされている。

これらを踏まえ、各広域連合において、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準について」（令和 2 年 5 月 1 日付け保高発 0501 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づく保険料減免の対象者であって、暫定賦課による保険料の納付が困難な者等に対して、令和 2 年所得に基づく令和 3 年度における保険料賦課額が確定するまでの期間の保険料について、徴収猶予の対応をいただくなどご配慮いただきたいこと。

(別紙)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

## 1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、各後期高齢者医療広域連合（以下「各広域連合」という。）の被保険者について、2に定める基準により各広域連合が条例に基づいて行った保険料の減免措置とする。

## 2 交付額の算定の基礎となる減免基準

### (1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

#### ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

##### 【減免額】

同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部

#### ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

iii 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

### 【減免額】

【表1】で算出した対象保険料に、【表2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

### 【減免額の計算式】

|  |
|--|
| $\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$ $(A \times B / C)$ |
|--|

### 【表1】

|   |
|---|
| 対象保険料額 = $A \times B / C$   |
| A：同一世帯に属する被保険者について算定した保険料額  |
| B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額<br>(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額) |
| C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額                        |

### 【表2】

| 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減額又は免除の割合 (d) |
|-----------------------|---------------|
| 300万円以下であるとき          | 全部            |
| 400万円以下であるとき          | 10分の8         |
| 550万円以下であるとき          | 10分の6         |
| 750万円以下であるとき          | 10分の4         |
| 1000万円以下であるとき         | 10分の2         |

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

### (2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されているものとする。

- 3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について  
この取扱いは、令和3年度までとすること。